

〔書評〕

橘 豊著

『書簡作法の研究 続編』

真下三郎著

『書簡用語の研究』

『書簡作法の研究 続編』

著者には、先に、『書簡作法の研究』（昭和五十二年）がある。「書簡作法書」の変遷、分類・記述を主としたもので、著者は、これを「正篇」と称している。今回の著書は、その「続編」にあたり、書簡作法と現代の言語生活との関り合いを主テーマとし、両篇をもって、「我が国の書簡作法についての、現状と変遷との、ほぼ全貌を捉へること」を目標とする。

「続編」は、「研究篇」と「資料篇」との二部から構成される。次に、その要目を掲げる。

第一部 研究篇

第一章 書簡作法の回顧的展望

第二章 年齢的位相語としての書簡用語

第三章 年賀状の用語

第四章 書簡の文体

第五章 書簡及び往来物の語彙

第六章 往来物・書簡文の修辭

第七章 『庭訓往来』五本の収録語彙

第二部 資料篇

- (一) 五本対校 庭訓往来、二 庭訓往来語彙総索引、三 庭訓往来漢字総索引、四 月なみ消息 影印、五 翻刻 月なみ消息、六月なみ消息語彙総索引)

書簡作法年表

第一章は、書簡作法書の読者層、また、実践者層を十類に分ち、それぞれにおける主要な作法書について解説する。十類は、さらに、

A（平安・鎌倉時代）公家・女房・僧侶等の階級、B（室町時代）武士・

農工商・武家の右筆等の職業的集団、C（江戸時代）町村民の子弟、

また、D、儒学者・僧侶・国学者等の有識階層、E（近代）市民層、

といった五の読者群に整理され、これら読者層の推移、また、その

三 保 忠 夫

増大化は、A∧B∧DC)∧E という図式によって示される。

この第一章は、「正篇」の第十三章「書簡作法の歴史」と大きく重複するが、第一節「展望の視点」、第十節「漢学者のための作法」は新しく付された項目である。

第二章は、書出しの特定語八種(拝啓、拝呈、謹啓、肅啓、拝復、急啓、前略、冠省)と文末の五種(敬具、謹言、頓首、かしこ、草々)につき、その popularity と理解度を調査する。「正篇」の第三章「書簡作法研究の方法」の補充、拡大調査にも相当し、それが平均年齢一九・九歳を対象としたものであるので、今回は三十代から六十代を対象とし、アンケート調査を行ったという。

総じて、その知名度・使用度、また、理解度は、高年齢層になるほど高くなると結論付ける。この点は、おおむね、首肯されよう。ただし、各層の被対象者は、B群…三十歳代33名、C群…四十歳代130名、D群…五、六十歳代19名となっていて、その間の員数差が大き過ぎる。統計の有効性を問うても始まらないが、被対象者の設定は、やや便宜的に過ぎないであろうか。

第三章は、年賀状の表現の型につき、アンケート調査した結果、年賀状には何らかの慣用的表現が用いられ、その上位三者は、(1)「謹賀新年」、(2)「あけましておめでとうございませう」、(3)「謹んで新春のお慶びを申し上げます」で、これらの累積使用率五〇・八四％は、全体の半数を超えたとする。

本章における調査、分析の方法には、やや適切さを闕くところがあるかもしれない。というのは、ここに男女差、年齢差の観点がなからである。年賀状のような「慣習」をより多く守っている書状

には、男女間、年代間の差違も出現しやすい。たとえば、著者の昭和五十二年に受取られた年賀状二〇五通についての調査が示されているが、「謹賀新年」を用いた男女比、年齢比はどのようになっていたであろうか。今日でも、そうしたふつうの女性には「謹賀新年」の使用はまれではなからうか。

第四章は、書簡の文体につき、その特性、書式、用語、候文、年賀状、かな消息、往来物、の諸方面から鳥瞰する。問題点が広く、多岐にわたり、そのため、多少雑然とした観を否めないが、著者の、これまでにおける研究成果が随所にふまえられている。

第五章、第一節「書簡の語彙」では、特に近世候文(松尾芭蕉本居宣長・頼山陽の書簡を中心とする)における特定語、その他につき、細かな考察を行う。第二節「往来物の語彙」では、近世の消息料の代表として「消息往来」を、また、産業界の代表として「百姓往来」、「番匠往来」、「商売往来」を取り上げ、これと前代の「庭訓往来」と比較し、その収録語彙の一致、不一致を調査する。比較は、「第一音節が「し」で始まる語」といったそれぞれの母集団の一部標本をもつて行う。そのためか、全体に物足らなさが残る。やはり、総合的、語彙論的調査が期待されるところである。

第六章、第一節「往来物の修辭」では、各種の往来物にみられる叙述法について述べる。ここにおける「修辭」とは、往来物の構成や書状配列の方法にも及ぶ概念であるが、その三、「目的別に分類する叙述法」は、既に、「高山寺本古往来」など、初期の往来物にもみえており、その意味では、初学文章系作法書の特立させることはできないであろう。第二節「書簡文の修辭」には、第二部に収める「月なみ消息」についての言及がある。

第七章は、『庭訓抄』承応四年刊本、『庭訓往来大宝海』天明元年刊本、『庭訓往来倭文選』享和三年刊本、続群書類従本、『庭訓往来具注抄』天保五年刊本の五本につき、本文を細かく調査し、『庭訓抄』に比較的近いのは『大宝海』であるが、これらに『倭文選』、『具注抄』を加えた四本は、ほぼ等質の本文を有し、続群書類従本は、かなり系統を異にする」と述べる。

『庭訓往来』は、古写本だけでも三十種以上を数え、江戸期刊本も二百種を超えるとされる。そうした諸本の内から、なぜこの五本が選ばれたのか、この点、明瞭な説明はない。しかし、現在、『庭訓往来』の本文批判、伝本・系統の考察、所用漢字や書体の考察等は、ほとんど進展していない。本書が、そうした諸研究の足掛りとなるならば、その意義は決して小さくないであろう。

第二部「資料篇」は、『庭訓往来』と「月なみ消息」との、本文・索引で構成される。

まず、『庭訓往来』については、右の『庭訓抄』の承応四年刊本を翻刻し、これを底本として他の四本と対校する。次いで、「語彙総索引」と「漢字総索引」を添える。底本には、振り仮名、返読符、割注等があるが、これらは一切省略する。「語彙総索引」は、自立語と一部の付属語とを五十音順に配列したものである。一部の付属語とは、いわゆる変体漢文において漢字表記を伴う語である(か(駝)、の(心)、は(ば)者、たり(為)、べし(可)、や(哉)の類)。「漢字総索引」は、底本の本文を構成する全漢字を対象とする単字索引である。

『庭訓往来』の本文につき、これまで経算筆本以下の翻刻文が提出されているが、ここに五本間の本文異同が詳細に検討され、総索引が付されたことにより、この方面の研究者には大きな便宜が与えら

れたことになろう。

ただし、語彙索引は、それなりの訓読を経た上で作成しているはずなのに、「訓読文」を示さないのは残念である。たとえば、「泥障」(六月返状)を「アフリ」で検索しても語彙索引には出てこない。とすれば、同語は底本に存在しないのか、あるいは、別の訓読がなされているのか、後者であるとすれば、語彙索引全体を調べなければ、それが求められない、といった不都合を生じる。

また、それなりの訓読は、底本と『具注抄』等を参照して行われているが、それらの付訓の表記を、そのまま語彙配列(五十音順)に用いた点には問題がある。エ部の「越境」、「越訴」、ヲ部の「越度」、イ部の「違背」、「違乱」(別に「相違」、「無相違」、ハ部の「帽子」、「謀実」、「暴風」、マ部の「毛拳」、「帽子」などがそれぞれあり、関連して「大宝」、「重宝」、「御報」、「御返報」、「早水」、「負累」、「雑喉」、「訴訟」、「宿直」、「練」、「黒革練」などがある。諸本の付訓を混用するならば、そのままの表記を用いる必要はない。大小の批判的处理を施すか、一定の客観的規準を設けるかしてもよからう。また、「筋匙」(十月返状)は、訓(キンコ)も不審だが、本文は「筋匙」とあるべきではなからうか。「火筋」も「火筋」ならわかりやすい。「屈請(クツシヤウウ)六三オ(十往)」の一行は削除されてよい(二二三頁中段末)。「梅(バイクワ)」は「花」の脱。誤植があるが、紙面の都合上、省略する。

『月なみ消息』は鶴殿餘野子(一七二九—一七八)の手になる。ここでは、その文化五年刊本につき、影印、翻刻を掲げ、「語彙総索引」を付す。本書は、平安時代のかな消息を範とする月次文例集で、江戸時代の女性消息文、また、文体史、語彙史等を考察する上で貴重

な資料となろう。ただし、こうしたかな消息、あるいは、雅文においては、その仮名遣い(仮名字母)にも何らかの配慮がこめられているかもしれない。翻刻作業上の難問である。なお、翻刻文に、「ミる」(2ウ3)が「見る」となっていたり、踊り字「ゝ」の扱い方にゆれがあつたりするが(いとゝ、こゝろもゝみち葉も、ことはゝ、はくゝまれ、ものゝねの、等)、影印によれば、その修正も容易であろう。また、索引の見出しの内、「つくゑ」、「花つくゑ」は「え」とあるべきではなからうか。

以上、「研究篇」、「資料篇」についてみてきた。「正篇」に比較すると、各章を貫く流れに緊張感が、やや乏しいようにもみうけられるが、こうした広い視野に立った著作は、昨今、稀であろう。単なる歴史的研究に留まらず、現代の言語生活までを視野に収めて、書簡作法の全貌を明らかにしようとした本書の位置は、「正篇」とともに特筆されるべきものであろう。

(昭和六十年一月三十一日発行 風間書房刊 A5判 五三二ページ 一四五〇円)

『書簡用語の研究』

本書は、序文によれば、「わが国書簡用語の大体を見ること」を目標とし、室町時代までの書簡に用いられ、「礼に基づき相手に応じて表現を異にした語について調査研究したもの」である。第一章から第三章までは「資料」、第四章は「研究」にあたり、第五章は「書簡文体略史」となっている。

「資料」は、書札礼と往来物、および、筆道書である。これらは

一種の規範書であり、これに対するものとして実際の書簡文書群があるわけだが、この方面については、ほとんど触れない。また、「書簡用語の研究」とは、書簡における語の全体的考察を意味するものではなく、書簡における特定語、——挨拶、書止、上所、脇付の語、および、慣用語の考察を意図しているようである。従つて、本書は、規範書におけるそれら特定語の研究を旨としたものというところだろう。次に、本書を構成する主な項目を掲げる。

第一章 書札礼と書簡用語

第一節 公家用書札礼の展開と書簡用語

第二節 主要関係公家用書札礼

第三節 武家用書札礼の展開と書簡用語

第四節 主要関係武家用書札礼

第二章 往来物と書簡用語

第一節 往来物の展開と書簡用語

第二節 主要関係往来物

第三章 筆道書と書簡用語

第一節 筆道書と書札礼

第二節 主要関係筆道書

第四章 書簡用語の研究

第五章 書簡文体略史

第一節 漢文体

第二節 準漢文体

第三節 候文体

第四節 和文体

序文には、章を分けて六とした云々とあるが、実際にはこの五章

から成る。第三章までで全体の紙数の三分の二を占め、この内、第一章に二六四ページ、第二章に六九ページ、第三章に二四ページを、それぞれ費す。「書札礼」には特に力が入っているようである。

第一章の「書札礼」では、公家用と武家用との二方面から、その展開と書簡用語とについて考察する。こうした視点からすると、著者の興味は、多く中世辺にあらうかとみられるが、わが国の書札礼を論ずる場合、やはり、「公式令」に一言触れてよかつたであらう。何よりもそこには律令国家として遵守すべき書式礼法の存在が示されている。また、「謹言」、平出・闕字等の規定もみえており、後の「貴嶺問答」との関りも深い。

「主要関係公家用書札礼」として、「消息耳底秘抄」、「貴嶺問答」、「書札礼」、「弘安礼節」、「桃華藥葉」、「儒林拾要」、「三内口決」、「多々良問答」の八点を取上げ、それぞれの成立と内容について考察する。八点の内には、専門の書札礼・儀礼書と有職故実書類とが混在している。筆道書類を別扱いしたのに併せ、二者は分けてもよかつたかもしれない。

「貴嶺問答」につき、「消息耳底秘抄」よりも以前の書札礼となり、本書をもって、書札礼関係の最も古いもの一とすることもできる。(四七ページ)と述べる。しかし、本書は、本質的にも形態的にも「往來物」とみるべきではなからうか。これは、「大宝令」の解説・運用を主材とし、書簡による問答形式を採用したものである。また、こうした末尾に、突然、「消息書様」八ヶ条が付されているわけだが、この一往復は、全く異質なものである。八ヶ条の内、七ヶ条は「書札礼」に、しかも、より長文の形でみえている。これにつき、ふつう、「書札礼」が右八ヶ条の部分を大幅に引證したといわれているが

(橋氏、正篇、三七一ページ)、その逆のことも考えられまいか。即ち、「書札礼」における「中山内大臣説」が後人によって取集められ、中山忠親撰という「貴嶺問答」の末尾に添加されたというケースである。

また、「女房奉書」について書かれた書札礼は、中世の公家用、武家用書札礼に見当らず、「室町時代もだいたい遅れて出現するようである。」とするが(八三ページ)、「消息耳底抄」は「女房のための作法書」と指摘される(橋氏、続篇、一一ページ)。「弘安礼節」については、それが国家的統制を目標としていた点を見落してはならない。同書の、その後における影響力の大きさは、それゆえのものであらう。

なお、文例を示す場合にみられる「ム誠恐頓首謹言」、「権大納言氏名ム上」、「左大臣ム」の「ム」につき、これは「無」字のこと、空欄の意と説く(四二ページ、五五ページ)。小松茂美博士にも同様の解説があるが(手紙の歴史)、「ム」は「某」字に等しいもので、その文例を現実に運用する際には、当該部に具体的な人名、月日、地名等を記入することにならう。

主要な「武家用書札礼」としては、「消息詞」、「玉章秘伝抄」上巻、同下巻、「書札作法抄」、「三議一統大双紙」、「今川了俊書札礼」、「細川家書札礼」、「書大躰」、「大館常興書札抄」、「宗五大舩紙」、「常照愚草」、「道照愚草」、「伊勢加賀守貞満筆記」、「書簡故実」、「曾我兵庫頭八十五箇条品々不好事」を取上げ、詳しく考察する。「消息詞」以外は、「群書類従」の「正」、「続」、「続々」に依っており、その内、八点は「武家部」所収の資料である(他、消息部三点、雑部二点)。この辺の資料の用い方に、本書の意欲的な姿勢を窺うことができよう。各個の資料については、綿密な考察がなされている。公家用書札礼から武家用書札礼への流れの具体相、あるいは、二者間の根本的

な、または、体系的な相違といったことについては、「公家用書札の残影を払拭して、武家用独自の書札らしくなったのは、玉章秘伝抄の下巻である。」(九六ペ)という記述はあるものの、必ずしも明らかでない。しかし、全体的には、身分上の差等が多様化するに依りて、また、僧侶・神職・医陰両道に対する書札の必要が増すにつれて、書札礼の複雑化していく様子がよく捉えられている。

第二章の「往来物」では、『明衡往来』(雲州往来とも)、「高山寺本古往来」、「菅丞相往来」、「和泉往来」、「十二月往来」、「新十二月往来」、「雑筆往来」、「常途往来」に力点を置いて考察する。これらの多くは、著作・創作にかかるとするが、『明衡往来』については、「おそらく全編すべてが実際にとりやりした書簡で、明衡のとりにやりしたものに、交友たちのもの若干を加えたものだろう」(二七四ペ)と推考する。「高山寺本古往来」の作者を真言宗系統の僧侶とみる点には問題がある。その後半部には、比叡山延暦寺との関りが看取されるからである。この他、『和泉往来』、『雑筆往来』等についての検討もあるが、第一章に比し、本章は、多少、精彩を闊くようで、先行文献にも論及の筆が省かれている。

第三章の「筆道書」では、『麒麟抄』、『烏羽玉霊抄』、『金玉積伝集』、『麒麟抄増補』、『筆法礼義集』の五点を取上げ、これらのなかで触れられている書札礼について言及する。この内、『烏羽玉霊抄』と『金玉積伝集』中の「烏羽玉問答抄」とを藤原行成(万寿四年歿)の撰述書とするが、これらと大同の内容は『麒麟抄』一、二、八などにもみえているので、まず、この間の前後関係を整理すべきではなからうか。

第四章、「書簡用語の研究」では、十一項(謹空、謹言、かしこ、敬

白、謹々上、人々御中、小路名、尊・殿・様、封とび、置字、二合)を設けて、それぞれの考察を行う。「謹空」や「小路名」、「二合」等を正面に取上げた点、啓発されるところが多い。

第五章は「書簡文体略史」となっている。比較的広い分野の資料を柔軟に取上げ、文体四種それぞれの歴史と消滅の跡をみようとしたもののようである。ここで、『明衡往来』などを「準漢文体」として例示し、「準漢文体」とは、「之由」、「之間」、「候」、「侍」、「給」、「罷出」、「但」、「争」、「兼又」等々の国語表記を多量に入れた文体であると説明する(二八二ペ、五二〇ペ)。名称はともかく、この種の文体をそうした程度のもものとみてよいかどうかについては異論もある。

冒頭にも記したように、本書は、規範書における特定語、慣用語の考察をテーマとしたものである。瑣末な妄言を連ねたが、もとよりその成果を損うものではない。著者は、さらに細部にわたり、より深い研究を課題とされている。できれば、その際、こうした規範書が、(1)どのような実情を背景として成ったものか、あるいは、それが、(2)実社会においてどのように運用されたか、につき、若干、筆をさいてはいただけまいか。今日に遺存する膨大な古文書類をもつて規範書を検証していくことも必要であろう。

(昭和六十年六月二十日発行 淡水社刊 A5判 五五二ページ
一八〇〇〇円)

* * *

橘豊、真下三郎両氏の御高著につき、自らを顧みず、また、理解の行きとどかぬままに、若干の卑見を述べさせていただいた。評者自身、両書に学ぶところが、はるかに多かつたことはいままでもない。直評については、

著者の御寛恕を乞う次第である。末尾ながら、両著者の、専心、長年にわたる御研究に深く敬意を表したい。

——島根大学助教授——

(昭和六十一年二月十日 受理)